

令和8年度 保育所・こども園保育料月額
～善通寺市では保育料を減免し子育て家庭を支援しています～

- ・国の基準より低い保育料から更に毎月一律4,500円を減額（市独自の施策）
- ・幼稚園・保育所・こども園に入所している児童の2人目は市の基準額の半額から4,500円を減額
- ・幼稚園・保育所・こども園に入所している児童の3人目以降は無料
- ・扶養する第3子以降の児童は無料

※幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児クラスの保育料は無料となっています。

階 層 区 分			3 歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	市の基準額	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	市の基準額	0円	0円
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	市の基準額	12,000円	11,800円
		減額後の保育料	7,500円	7,300円
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	市の基準額	18,000円	17,700円
		減額後の保育料	13,500円	13,200円
D 2	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満	市の基準額	24,000円	23,600円
		減額後の保育料	19,500円	19,100円
D 3	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 133,000 円未満	市の基準額	30,000円	29,500円
		減額後の保育料	25,500円	25,000円
D 4	市町村民税所得割課税額 133,000 円以上 169,000 円未満	市の基準額	36,000円	35,400円
		減額後の保育料	31,500円	30,900円
D 5	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 235,000 円未満	市の基準額	43,000円	42,300円
		減額後の保育料	38,500円	37,800円
D 6	市町村民税所得割課税額 235,000 円以上 301,000 円未満	市の基準額	47,000円	46,200円
		減額後の保育料	42,500円	41,700円
D 7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	市の基準額	51,000円	50,200円
		減額後の保育料	46,500円	45,700円

市民税所得割額57,700円未満世帯・・・第2子半額、第3子以降無料

＊ただし、ひとり親世帯・在宅障がい者の属する世帯等については下記をご参照ください。

階 層 区 分			3 歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
B	市町村民税非課税世帯	市の基準額	0円	0円
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	市の基準額	5,500円	5,400円
		減額後の保育料	1,000円	900円
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	市の基準額	9,000円	8,800円
		減額後の保育料	4,500円	4,300円
D 2	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 77,101円未満	市の基準額	9,000円	9,000円
		減額後の保育料	4,500円	4,500円

市民税所得割額77,101円未満世帯・・・第2子以降無料